令和2年度 大泉町予算書

令 和 2 年 度 当 初 予 算

◎ 総 括 表

					令和2年度	令和元年度	比較	増減率
<u> </u>	舟	没	会	章	12, 879, 000	12, 569, 000	310, 000	2.5 %
特	万	}I]	会	言	7, 414, 297	7, 307, 100	107, 197	1.5 %
	国具	 民健 \mathbb{R}	康保	険事業	3, 275, 400	3, 590, 600	△ 315, 200	△ 8.8 %
	後其	期高齢	者医	療事業	402, 100	374, 800	27, 300	7.3 %
会	介	護伊	录 険	事業	2, 551, 500	2, 482, 200	69, 300	2.8 %
計	公	園墓	喜 地	事業	9, 300	9, 200	100	1.1 %
別	公共下七	収	益	的	538, 243	_	538, 243	皆増
~ ~	水道事業	資	本	泊	637, 754	_	637, 754	皆増
	下	水	道	事業	<u> </u>	850, 300	△ 850, 300	皆減
	総			H	20, 293, 297	19, 876, 100	417, 197	2.1 %
**	仝和	9年1	由 ト ル	0 下水	 直事業特別会計けん		L 数分	

[※] 令和2年度より下水道事業特別会計は公共下水道事業会計へ移行

令和2年度大泉町一般会計予算

令和2年度大泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,879,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費 の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月3日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金額
1 町税		^{千円} 6, 806, 373
	1 町民税	2, 470, 710
	2 固定資産税	3, 530, 870
	3 軽自動車税	115, 846
	4 町たばこ税	314, 491
	5 都市計画税	374, 456
2 地方讓与税		130, 411
	1 地方揮発油譲与税	37, 000
	2 自動車重量讓与税	90, 000
	3 森林環境讓与税	3, 411
3 利子割交付金		7, 400
	1 利子割交付金	7, 400
4 配当割交付金		23, 000
	1 配当割交付金	23, 000
5 株式等譲渡所得割交付金		20,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	20,000
6 法人事業税交付金		170, 000
	1 法人事業税交付金	170, 000
7 地方消費税交付金		876, 000

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	千円 876, 000
8 ゴルフ場利用税交付金		2, 200
	1 ゴルフ場利用税交付金	2, 200
9 環境性能割交付金		25, 000
	1 環境性能割交付金	25, 000
10 地方特例交付金		45, 000
	1 地方特例交付金	45, 000
11 地方交付税		30,000
	1 地方交付税	30,000
12 交通安全対策特別交付金		9, 723
	1 交通安全対策特別交付金	9, 723
13 分担金及び負担金		54, 881
	1 負担金	54, 881
14 使用料及び手数料		175, 905
	1 使用料	150, 467
	2 手数料	25, 438
15 国庫支出金		1, 467, 136
	1 国庫負担金	1, 267, 838
	2 国庫補助金	188, 830

款	項	金額
	3 国庫委託金	^{千円} 10, 468
16 県支出金		1, 033, 951
	1 県負担金	678, 033
	2 県補助金	266, 984
	3 県委託金	88, 934
17 財産収入		7, 311
	1 財産運用収入	7, 308
	2 財産売払収入	3
18 寄附金		20, 100
	1 寄附金	20, 100
19 繰入金		1, 162, 001
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	1, 162, 000
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100, 000
21 諸収入		495, 208
	1 延滞金、加算金及び過料	15, 501
	2 町預金利子	9
	3 貸付金元利収入	168, 966

	款			項	金	額
			4 受託事	業収入		_{千円} 120, 258
			5 雑入			190, 474
22 町債						217, 400
			1 町債			217, 400
	歳	入	合	計	1:	2, 879, 000

歳 出

款	項	金額
1 議会費		千円 141, 499
	1 議会費	141, 499
2 総務費		1, 432, 078
	1 総務管理費	986, 980
	2 徴税費	264, 179
	3 戸籍住民基本台帳費	134, 654
	4 選挙費	5, 971
	5 統計調查費	22, 276
	6 監査委員費	18, 018
3 民生費		4, 360, 377
	1 社会福祉費	2, 317, 267
	2 児童福祉費	2, 020, 980
	3 災害救助費	486
	4 国民年金事務取扱費	21,644
4 衛生費		1, 614, 132
	1 保健衛生費	489, 827
	2 清掃費	1, 124, 305
5 農林水産業費		54, 403
	1 農業費	54, 403

款	項	金額
6 商工費		^{千円} 435, 034
	1 商工費	299, 714
	2 労働諸費	135, 320
7 土木費		1, 264, 272
	1 土木管理費	31, 121
	2 道路橋りょう費	265, 809
	3 河川費	1,034
	4 都市計画費	871, 922
	5 住宅費	94, 386
8 消防費		721, 606
	1 消防費	721, 606
9 教育費		1, 939, 043
	1 教育総務費	305, 280
	2 小学校費	425, 931
	3 中学校費	211, 163
	4 幼稚園費	553, 523
	5 社会教育費	400, 814
	6 保健体育費	42, 332
10 公債費		886, 556

	款			項	金	額
			1 公債費			^{千円} 886, 556
11 予備費						30, 000
			1 予備費			30, 000
	歳	出	合	計	12	2, 879, 000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
緊急通報装置借上料	令和3年度から令和8年度まで	1,770
大泉町保健福祉総合センター樹木等管理 委託料	令和3年度から令和4年度まで	658
大泉町衛生センター包括運営管理業務 委託料	令和3年度から令和4年度まで	441,708
大泉スバル運動公園除草等年間管理委託料	令和3年度から令和4年度まで	11,000
大泉町公民館青少年広場管理委託料	令和3年度から令和4年度まで	4,224

				(早位・1 口)
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等 費 (橋りょう長寿命化修繕事業)	12,500	証書借入 又は 証券発行	年 5.0% 以内 (ただし、	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には
公 共 事 業 等 費 (都市計画事業)	7,200		利し借る金方体構つ利率方り政及公金資い率見式入府び共融金での率でれ資地団機に、見	その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は
公営住宅建設事業費	3,600			繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
学校教育施設等整備事業費	37,100		直しを 行った後 において は、当 し 見直 し 後	
一般単独事業費(運動施設整備事業)	24,100		の利率)	
地域活性化事業費(照明改修事業)	47,800			
防災対策事業費	18,600			
地方道路等整備事業費	66,500			
計	217,400			

令和2年度大泉町国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度大泉町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,275,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費 の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款 内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月3日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 755, 059
	1 国民健康保険税	755, 059
2 国庫支出金		1, 100
	1 国庫補助金	1, 100
3 県支出金		2, 158, 549
	1 県負担金・補助金	2, 158, 549
4 財産収入		192
	1 財産運用収入	192
5 繰入金		341, 448
	1 一般会計繰入金	283, 448
	2 基金繰入金	58, 000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		19, 051
	1 延滞金、加算金及び過料	17, 028
	2 雑入	2, 023
歳	合 計	3, 275, 400

款	項	金額
1 総務費		^{千円} 80, 575
	1 総務管理費	77, 171
	2 徴税費	2, 798
	3 運営協議会費	225
	4 趣旨普及費	381
2 保険給付費		2, 105, 853
	1 療養諸費	1, 829, 386
	2 高額療養費	238, 906
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	34, 458
	5 葬祭諸費	2, 900
	6 高額介護合算療養費	201
3 国民健康保険事業費納付金		1, 033, 236
	1 医療給付費分	667, 608
	2 後期高齢者支援金等分	268, 095
	3 介護納付金分	97, 533
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2
5 保健事業費		41, 839

款	項	金	額
	1 特定健康診査等事業費		千円 30, 412
	2 保健事業費		11, 427
6 基金積立金			192
	1 基金積立金		192
7 公債費			1
	1 公債費		1
8 諸支出金			8, 702
	1 償還金及び還付加算金		8, 702
9 予備費			5, 000
	1 予備費		5, 000
歳 出	合 計	3,	275, 400

令和2年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ402,100千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

令和2年3月3日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		_{千円} 306, 785
	1 後期高齢者医療保険料	306, 785
2 繰入金		70, 737
	1 一般会計繰入金	70, 737
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		24, 577
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 受託事業収入	22, 171
	3 広域連合負担金	2, 400
	4 雑入	4
歳	合 計	402, 100

款	項	金	額
1 総務費			千円 29, 808
	1 総務管理費		28, 481
	2 徴収費		1, 327
2 後期高齢者医療広域連合納付金			370, 590
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		370, 590
3 諸支出金			502
	1 償還金及び還付加算金		501
	2 繰出金		1
4 予備費			1, 200
	1 予備費		1, 200
歳出	合 計		402, 100

令和2年度大泉町介護保険事業特別会計予算

令和2年度大泉町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,551,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費 の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款 内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月3日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金額
1 介護保険料		千円 666, 008
	1 介護保険料	666, 008
2 国庫支出金		476, 309
	1 国庫負担金	425, 288
	2 国庫補助金	51, 021
3 支払基金交付金		655, 399
	1 支払基金交付金	655, 399
4 県支出金		353, 177
	1 県負担金	330, 972
	2 財政安定化基金支出金	2
	3 県補助金	22, 203
5 財産収入		151
	1 財産運用収入	151
6 繰入金		400, 417
	1 一般会計繰入金	400, 416
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		38

款	項	金	額
	1 延滞金、加算金及び過料		手円 3
	2 雑入		35
歳	合 計	2, 551, 5	500

款	項	金額
1 総務費		^{千円} 68, 717
	1 総務管理費	41, 116
	2 徴収費	3, 611
	3 認定調査等費	23, 689
	4 運営協議会費	268
	5 趣旨普及費	33
2 保険給付費		2, 326, 950
	1 介護サービス等諸費	2, 134, 655
	2 介護予防サービス等諸費	49, 557
	3 その他諸費	1,835
	4 高額介護サービス等費	59, 784
	5 高額医療合算介護サービス等費	6, 057
	6 特定入所者介護サービス等費	75, 062
3 基金拠出金		1
	1 基金拠出金	1
4 地域支援事業費		150, 889
	1 包括的支援事業・任意事業費	50, 435
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	92, 239
	3 一般介護予防事業費	8, 013

款	項	金額
	4 その他諸費	千円 202
5 基金積立金		2, 933
	1 基金積立金	2, 933
6 諸支出金		1,010
	1 償還金及び還付加算金	1,010
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	2, 551, 500

令和2年度大泉町公園墓地事業特別会計予算

令和2年度大泉町公園墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和2年3月3日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金	額
1 使用料及び手数料			手円 9, 290
	1 使用料		3,600
	2 手数料		5, 690
2 財産収入			9
	1 財産運用収入		9
3 繰越金			1
	1 繰越金		1
歳	合 計		9, 300

耖	款		項		
1 総務費					千円 8, 155
		1 総務管理費			8, 155
2 基金積立金					145
		1 基金積立金			145
3 予備費					1,000
		1 予備費			1,000
层	歳 出	合	計		9, 300

令和2年度大泉町公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度大泉町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 整備区域面積

272.2ha

(2) 年間整備面積

6.3 h a

(3) 主な建設改良事業

管 渠 整 備 事 業

351,362千円

流域下水道西邑楽処理区建設事業

19,442千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	577,350千円
第1項	営業収益	166,893千円
第2項	営業外収益	405,340千円
第3項	特別利益	5,117千円

支 出

第1款 下水道事業費用	5 3 8, 2 4 3 千円
第1項 営業費用	475,082千円
第2項 営業外費用	59,556千円
第3項 特別損失	2,805千円
第4項 予 備 費	800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額189,030千円は、消費税資本的収支調整額5,276千円、引継金等18,657千円、損益勘定留保資金141,372千円及び当年度利益剰余金23,725千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資本的収入				448,724千円
第1項	企 業	債			157,550千円
第2項	他会計補助] 金			158,574千円
第3項	国庫補助	金			121,500千円
第4項	県 補 助	金			1,600千円
第5項	負 担 金	等			9,500千円
			支	出	
第1款 資	資本的支出				637,754千円
第1項	建設改良	費			370,804千円
第2項	固定資産購入	人費			506千円
第3項	企業債償還	金金			265,644千円
第4項	予 備	費			800千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ28,650千円及び17,004千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法
			年5.0%以内		政府資金については、
公共下水道事業	138, 150		(ただし	、利率見	その融資条件により、銀
			直し方式	で借り入	行その他の場合には債権
		証書借入	れる資金	につい	者との協定条件による。
		又は	て、利率	の見直し	ただし、町財政の都合に
流域下水道事業	19, 400	証券発行	を行った	後におい	より据置期間及び償還期
			ては、当	該見直し	限を短縮し、又は繰上償
			後の利率)	還若しくは低利に借換え
					することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することできる場合は、次のとおりと 定める。
 - (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流 用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。
 - (1) 職員給与費

44,612千円

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち、23,725千円は、補てん財源に使用するため、 処分するものとする。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 403,300千円である。

令和2年3月3日提出